

## 一般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体

# コンプライアンス規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体(以下「この法人」という。)の倫理規程の理念に則り、この法人が直面する、又は将来直面する可能性のあるコンプライアンス(法令等の遵守をいう。以下同じ。)上の問題を的確に管理・処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施・運営の原則を定めることを目的とする。

### (基本方針)

第2条 この法人の役員及び職員(以下「役職員」という。)は、前条の倫理規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

### (組織)

第3条 この法人のコンプライアンスにかかる組織として以下のものを置く。

- (1) コンプライアンス担当理事
- (2) コンプライアンス委員会
- (3) コンプライアンス統括部

### (コンプライアンス担当理事)

第4条 コンプライアンス担当理事は、理事の中から、理事会の決議により理事長が任命する。コンプライアンス担当理事は、定期的に理事会に対し、この法人のコンプライアンスの状況について、報告するものとする。

- 2 コンプライアンス担当理事は、コンプライアンス全般にかかる事項を所管し、コンプライアンスに関する各種施策の立案及び実施の責務を有する。
- 3 コンプライアンス担当理事の役割・権限は以下のとおりとする。
  - (1) コンプライアンス施策の実施の最終責任者
  - (2) コンプライアンス違反事例の対応の統括責任者
  - (3) コンプライアンス委員会の委員長

### (コンプライアンス委員会)

第5条 コンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当理事の諮問機関として設置し、以下の事項について、その諮問に答える。

- (1) コンプライアンス施策の検討と実施

- (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
  - (3) コンプライアンス違反事件についての分析・検討
  - (4) コンプライアンス違反再発防止策の策定
  - (5) その他、コンプライアンス担当理事が諮問した事項
- 2 コンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当理事を委員長とし、コンプライアンス統括部長、事務局次長（事業担当）を委員として構成する。
- 3 コンプライアンス委員会事務局はコンプライアンス統括部に設置し、コンプライアンス統括部長を事務局長とする。

（コンプライアンス委員会の開催）

第6条 コンプライアンス委員会は、定例委員会として、委員長の招集により、毎年3月及び9月に開催する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、臨時委員会をいつでも招集することができる。

（コンプライアンス統括部）

第7条 総務部をコンプライアンス統括部とする。

2 コンプライアンス統括部は、コンプライアンス体制及びその整備にかかる企画・推進及び統括を所管し、コンプライアンス体制の実効性をあげるための方針や施策等を検討・実施する。

3 コンプライアンス統括部は、コンプライアンス施策の進捗状況その他コンプライアンスにかかる事項をコンプライアンス担当理事及びコンプライアンス委員会に定期的かつ必要に応じて報告する。

（公益認定法に規定するコンプライアンスの順守）

第8条 本財団の役職員は内閣府による公益法人の認定の有無にかかわらず、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号。以下「公益認定法」という）以下を順守しなければならない。

1. 認定法第5条三号の「その事業を行うに当たり、社員、評議員、理事、監事、使用人その他の政令で定める当該法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであること」

2. 認定法第5条四号の「その事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行うものとして政令で定める者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。ただし、公益法人に対し、当該公益法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合は、この限りでない」。

3. 認定法第5条10号の「各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）で

ある理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えないものであること。監事についても、同様とする。」

4. 公益認定法第5条11号の「他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えないものであること。監事についても、同様とする。」

第9条 理事は本財団が民間公益活動促進業務を実施するのあたり、以下の規定を順守しなければならない。

1. 認定法第5条5号の「投機的な取引、高利の融資その他の事業であって、公益法人の社会的信用を維持する上でふさわしくないものとして政令で定めるもの又は公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのある事業を行わないものであること。
2. 「公益目的事業以外の事業（以下「収益事業等」という。）を行う場合には、収益事業等を行うことによって公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。」なお、この項において「公益目的事業」については民間公益活動促進業務と読み替えるものとする。

#### （報告・連絡・相談ルート）

第10条 役職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス統括部に報告する。

2 コンプライアンス統括部長は、前項の報告又は内部通報等でコンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を知ったときは、直ちにその事実をコンプライアンス担当理事に報告するとともに、事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、コンプライアンス担当理事の承認を得て実施する。

3 役職員は、第1項にかかわらず、緊急の事態等の事由により、コンプライアンス統括部を経由することができないときは、コンプライアンス担当理事に直接、第1項の報告をすることができる。

4 第1項の報告及び相談、その他、当法人の倫理規程をはじめとする諸規程の遵守に関する質問や相談、その他の諸連絡をするための「報告・連絡・相談ルート」としての「ヘルプライン制度（内部通報・相談窓口）」については、別途、当法人の「内部通報制度規程」において定めることとする。

#### （コンプライアンスのための教育）

第11条 この法人は、役職員に対してコンプライアンスに関する研修を行い、また、役職員はこの法人の倫理規程を含むこれらの事項について、定期的に研修を受けるものとする。

(改 廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

(実施時期)

第1条 この規程は内閣総理大臣の指定活用団体の指定の日から施行する。